

ヘーゲル「法哲学」をめぐる一八一九年

——イルディング問題について——

水野建雄

ヘーゲルの「法哲学」に関する研究に一石を投じた問題に、イルディング問題がある。イルディング(Karl Heinz Ilting)は、『ヘーゲル法哲学講義二八一八一—一八三二年』という全四巻にわたる大部の講義録を編集、刊行したが、その第一巻に付した長大な序文の中で、ヘーゲルの『法哲学綱要』(Grundrissen der Philosophie des Rechts——以下この刊行本「法哲学」を『法哲学』と記す)の成立事情について、新たな資料にもとづきわめて注目すべき問題提起を行なった。この提起された問題を、ここでイルディング問題とよんでおく。

さて、ヘーゲルがいくつかの紆余曲折をへて、文部大臣アルテンシュタインの招きに応じてベルリン大学に就任したのは、一八一八年の秋であった。十月二十二日に就任演説をすまずと、

ただちに冬学期の「自然法と国家学」の講義を開始した。そして、このベルリン最初の講義を了えたのが一八一九年三月二十五日であるが、ヘーゲルはその翌日付の友人ニートハンマー宛の手紙で、幾分くつろいでいる様子を語った後で、「私はライプチヒ見本市にもう一冊本を執筆することになっていきます」(Br. II. 213)⁽²⁾と、『法哲学』刊行の予定を語っている。刊行本「法哲学」は、すでにハイデルベルク時代の所謂「ハイデルベルク・エンチクロペディー」と一八一七年冬学期の「自然法と国家学」の講義、そしてベルリン最初のこの講義などを通して、その大よそができあがり、刊行の準備は整っていたのである。しかしながら実際には、『法哲学』に序文を入れ(1820・6・25)完成したのは、予定より遅れてそのほぼ一年半後のことであった——ヘーゲルは一八二〇年十月十日にアルテンシュタインに刷り上がったばかりの新著を送っている。

『法哲学』の刊行はなぜ大幅に遅れたのであろうか。イルティンクは、この刊行の延期のうちに秘められた問題を明らかにしようとするのである。延期が問題となりうるのは、「ヘーゲルのベルリンでの教授開始と一八二〇年の『法哲学』における研究の結末との間には、その時代の歴史的状況と政治哲学の課題とに対するヘーゲルの立場のうちに決定的変化があった」(Ilting, I. 43)からである。いったいこの問題となる一八一九年に何があったのか。何が著書刊行を遅らせ、ヘーゲルはなぜ立場の変化を意図せざるをえなかったのであろうか。またこのことは、ヘーゲル「法哲学」研究に決定的な新しい解釈を迫るものであろうか。イルティンクは一八一九年という「困難な時代」のヘーゲル像を解明し、この問題に解答を与えようとする。ところが、「これらの問いに対する解答は、或る驚きを含んで『Iq』(Ilting, I. 32)。

二

ヘーゲルはハイデルベルク時代とベルリン時代に合計八回「法哲学」に関する講義を行なっている。そして、それぞれの講義がどのようなものであったかについて、現在、聴講生の講義筆記録がすべて発見されて、講義の全貌が明らかになってき

ている。この時期の「法哲学」に関する講義題目と各講義に対応する筆記録資料とを图示すれば、次のとおりである。

「ハイデルベルク時代」

(一八一七・六 『ハイデルベルク・エンチクロペディー』刊行)

① 一八一七年冬学期 「自然法と国家学」……ヴァンネンマン(P. Wannenmann)の筆記録³⁾

「ベルリン時代」

② 一八一八年冬学期 「自然法と国家学」……ホーマイアー(C. G. Homeyer)の筆記録

③ 一八一九年冬学期 「自然法と国家学、あるいは法哲学」……ヘンリッヒ(D. Henrich)発見の筆記録⁴⁾

(一八二〇・一〇 『法哲学綱要』刊行)

④ 一八二二年冬学期 「自然法と国家学、あるいは法哲学」(『法哲学綱要』(ベルリン、一八二二)による)

⑤ 一八二二年冬学期 「自然法と国家学、あるいは法哲学」(テキストによる)……ホトー(G. H. Hoto)の筆記録

⑥ 一八二四年冬学期 「自然法と国家学、あるいは法哲学」(テキストによる)……グリースハイム(K. G. J. Griesheim)の筆記録

記録

⑦ 一八三〇年冬学期 「自然法と国家学、あるいは法哲学」

⑧ 一八三一年冬学期 「自然法と国家学、あるいは法哲学」(テキストによる)……シュトラウス(D. F. Straub)の筆記録⁵⁾

⑤のホトリーの筆記録と⑥のグリースハイムの筆記録は、周知のように現在では『法哲学』の中に「補遺」(Zusatz)として収録されている。イルティンクが分析している講義資料のうちとくに「法哲学」成立に関して問題となるのは、ハイデルベルク時代のもとのベルリン初期のものである。イルティンクの四巻本講義集は、②のヘンリヒ発見の新資料と①のヴァンネンマン筆記録を除いた全ての筆記録を含む。ただし、ヴァンネンマン筆記録については、注記したように、イルティンクは別の一冊を編集刊行しているので、ここでは四巻本と同列に扱って考えていく。

さて、『法哲学』は「プロイセンの国家哲学者」というヘーゲル像を長い間定着させる根拠ともなったものであるが、しかし、『法哲学』成立前後の講義録は、『法哲学』のヘーゲル像とは異なったヘーゲルの思想を浮びあがらせる。むしろ、ヘーゲルの法哲学思想の中で、『法哲学』そのものだけが特異な突出を示している。イルティンクはこの差異を、ヘーゲルの君主権の叙述と理性的⇨現実的という周知の命題とを取りあげて説明している。ここでは主として後者の命題について考えてみよう。

まず、君主権の叙述について、講義録では「君主はただ《然り》^(a)とて、画竜点睛の最後のピリオドをうつこと」(Rh. 280, Zusatz)と語られ、君主の意志が狭い限界に閉じこめられる発想になっており、そしてこの発想が、それ以外の講義録、あるいは一八一七年の「ヴェルテンベルク王国議会討論」に対する論評においても、ほぼ一貫して根底を流れているとされる。

それに対して『法哲学』では、君主権は「区別された諸権力は君主権において個体が全体へ総括されており、したがって君主権は、全体の頂点であり始源である」(Rh. 273)と叙述される。君主権に関するこの二様の叙述、「画竜点睛に最後のピリオドをうつ」ことに限定された君主像と「全体の頂点であり始源である」無限定の君主像との「特異な二義性」は、しかし、ローゼンツヴァイクの見るように、ヘーゲルにおける「矛盾」なのではない。イルティンクは、この二義性はヘーゲルにおける「深い思想的矛盾」として処理されるべきものではなく、むしろ叙述の不一致として認識されるべきことに注意を喚起している。

そして、「君主の無制限な絶対的権力の擁護」という主張をヘーゲルの立場の転換としてとらえ、この転換が何に由来し、それをいかに解釈すべきかが問われねばならないとするのである。『法哲学』の中に姿をみせる、君主の絶対的権力の擁護者ヘーゲルというヘーゲル像には、慎重に対処しなければならぬ、それというのも、何か事情があつてそういう貌を見せざるをえなかったのだから——イルティンクはそう語ろうとしている。理性的⇨現実的の命題も同じ観点からとらえられねばならない。

『法哲学』序文の中の「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」という周知の言葉は、ヘーゲルの存命中もまた死後も長い間、ヘーゲルの真意をはなれてさまざまに解釈されてきた。この命題解釈の要点の一つは、「現実」(Wirklichkeit)をいかに解釈するかどうかである。ヘーゲルは、現

実と理性の一致という悪しき現実主義からの解釈に対して自己を弁護するために、『エンチクロペデー』（第二版）の中で改めて次のように弁明している。「この簡単な命題は多くの人に驚きと敵意をおこさせた。……私は…現実という概念を…現存在 (Existenz) をもってはいるところの偶然的なものから区別するだけでなく、さらに定在 (Dasein)、現存在およびその他の諸規定からはつきり区別する。……哲学はただ理念をのみ取り扱うものであるが、しかもこの理念は、単にゾレンにとどまらず現实的ではないほど無力なものではない。したがって哲学が取り扱うのは現実以外の何ものでもなく、上述の事物や制度や状態などは単にその表面にすぎないのである」(1)。ヘーゲルにおいては、理念なりゾレンは、カントのように存在や歴史との対立においてではなく、つねにそれとのかかわりにおいてのみとらえられる。かつてイエナに赴く頃すでにヘーゲルが確認していたように、「二千年にもわたる世界とその形成(教養)の全形態とを支配してきた受苦と対立の全エネルギー」(2)のうちにのみ、理念はその源泉をもつ。理念やゾレンの形成は存在と歴史における自己形成運動に他ならないのである。「現実」はかかる運動の場である。それにしても、この命題は多義的解釈を許す或る広がりを持っている。この命題におけるヘーゲルの真意とは何だったのであろうか。

イルティンクによれば、この命題を語るヘーゲルのうちには、もともと、フランス革命とともに「理性的国家」の発現が成就し、いま「精神はより高次の意識に到達しようとする」、自由

の実現という政治的歴史的発想があったのである。ところが、「一八二〇年には、哲学はほぼ現存するもののイデオロギー的弁護を顧慮するように変形した」(Hins. I. 39)。ヘーゲルは『法哲学』序文で、「この論文は、国家を含むかぎり、国家をそれ自身において理性的なものとして把握し叙述すること以外のことであるべきではない。この論文は哲学論文として、国家を、それがいかにあるべきかを構成することからは最もかけ離れていなければならぬ」(Rph. Vorrede)と語って、「国家はいかにあるべきか」の叙述を拒否して、いかに認識されるべきかという、現実に実現されているものの評価へと叙述を変形させたのである。しかし、それはヘーゲルの真意ではなかった。

ヘーゲル自身にとって哲学の課題とは、時代精神と結びついて自由の概念を現実と和解させることを目的とする戦いに耐えること、このことのうちにあった。ベルリン最初の「一八一八年の講義の」、「序文」からの前引用文に対応する箇所では、ヘーゲルは、「哲学は、理性的なもののみが生起しうることを認識するならば、外的な個々の諸現象は、それに対してはなお頑強に抵抗するようにみえるかもしれない」(Hins. I. 39, 232)と語ったのである。外的諸現象は理性的なものに抵抗するようにみえるかもしれないが、しかし、抵抗できない。理性的なもののみが生起しうる。理性的なものとは諸現象の運動の場がまさしく「現実」だとすれば、現実と現存在の区別は、理性的なものの現実から現存在の非理性性を除去しようとする政治的中性化の試みである。

「理性的なもの」の命題は、さらに一八一七年のハイデルベルク講義録では、次のような注目すべき表現で語られていることに、イルディングは注意を促している。

理性的なものは生起しなければならない。というのも、憲法制度は〔民族精神の〕発展であるからである。(Was vernünftig ist, muß geschehen, indem die Verfassung [die] Entwicklung [des Volksgeistes] ist.)⁽⁶⁾

この直前に「民族精神が実体である」といことはがあり、それを説明して「理性的なものは生起しなければならない」と続く。「理性的なものは」「現実的である」の真意は、「理性的なものは生起しなければならぬ」、そして、「理性的なものは現実的でなければならぬ」ということであろうか。この「ねばならない(muß)」に関して、その発想を証拠づける次のような報告がある。有名な詩人ハインリヒ・ハイネの報告である。

私がかつて「存在するものはすべて、理性的である」ということばについて不満を抱いたときに、彼〔ヘーゲル〕は奇妙に微笑を浮かべてこう述べた。「これはまたこういつてもいいのだよ。『理性的なものはすべて存在しなければならぬ』(Alles, was vernünftig ist, muß sein.)とね。彼はすばやくあたりを見まわして、すぐに落ちついた。というのも、このことばを聞いたのは、ハインリッヒ・ベアだけだったから

である。⁽¹⁰⁾

このハイネの報告を信憑性には問題があるかもしれないが、理性的⇨現実的の命題の真意が muß で語られるべきものだとすれば、ヘーゲルは確かに歴史的に考えている。

さらにここで、イルディングが依拠しえなかった全く新しい資料にふれねばならない。それは、ヘンリッヒによって発見された一八一九年の講義筆記録である。ここでは、この命題は次のように語られている。

理性的なものは現実的になる。そして、現実的なのは理性的になる。(Was vernünftig ist, wird wirklich, und das Wirkliche wird vernünftig.)⁽¹¹⁾

ここでは、理性的なものは現実的に「なる」(wird)という注目すべき表現をとっている。「理性的なものは現実的である」「なる」と語られることによって、この命題の意味ははっきりしたものになる。この命題は、理性と現実の一致あるいは和解を表わすものではなく、歴史的な運動概念を表現している。ヘンリッヒが述べるように、これは全く歴史論の意味で語られているのである。「この〔理性的⇨現実的という〕二重化は、現実と理念の統一からでてくるのではなく、自己を実現する理性の抗しがたい力によって現実はその固有の形態に到達するという」発想からでてくるのであって、したがって、その思想は

「理性形態の現実への運動と現実的なものの理性形態の運動を、理性過程の二つの側面として把える」思想である。¹² 理性と現実の両者を流動化させるこの二重の運動がまさしく「現実」そのものの姿であるとすれば、この命題が現実の美化、聖化をあらわすとか理念の流出を意味するといった解釈は、意味を失なうであろう。理性的―現実的の関係が、「ねばならない」あるいは「なる」と語られる時もつ意味において、そのかぎりでは「理性的なものは現実的である」でなければならぬ。

さてイルティンクは、四巻本講義集編集の時点では知らなかったヘンリヒ編集の新資料をのちに読みこみ、次のように語っている。

「ヘーゲルは憲法制度を……一つの体系として、すなわち、理性的なものの諸原理に単にふさわしくあるべきであるのみならず、民族の歴史的發展の過程でこの諸原理に必然的に次第にふさわしくなつていく体系として考えている。理性的であるのは、単に法の諸原理だけでなく、歴史的發展もまた、この諸原理の実現の過程として理性的なのである。ヘーゲルはこの確信の根拠を……とくにヨーロッパ諸国民の歴史における自由な自己意識の形成のうちにみている。……理性的なものが生起しなければならぬ」ということは、結局、自由の意識の發展は一族のうちにとどめおかれることはできないという点に、その根拠をもつのである。」¹³ と。イルティンクは、この命題は本来、高次な自由意識を根拠とするより完全な社会形態の出現を要求する、きわめて歴史的的政治的な発想を含むものであるとし、そ

して、これがヘーゲルの法哲学の基本旋律(Grundtenor)をなすと考える。

しかしそれにもかかわらず、なぜ『法哲学』ではこの発想が明確な形をとって登場しないのか。むしろ、「国家をそれ自身において理性的なものとして把握すること」をめざして、「現存するものの擁護を顧慮することへと変形したようにみえる」事態は、なぜ生じたのか。イルティンクはこうしたことを問いつつ、ヘーゲルの立場の変化が、ヘーゲルが単にオプティミズムに転向したり、あるいはヘーゲルにオプティミズムを抱かせるほどに時代が改良されたりしたことに由来するのではなく、実は、ヘーゲルはこの基本旋律を堅持したにもかかわらず、かくも短かい間に「現存するものの擁護」を装わざるをえなかった、特異な「或る驚きを含む」理由があったのだ、と語るのである。その理由とは、一八一九年のカールスバート協約(Karlsruher Beschlüsse)にかかわることである。

三

ドイツ・ブルシェンシャフト(Burschenschaft)は対仏解放戦争後、ドイツの「自由と統一」を掲げて、一八一五年六月にイェナ大学で結成された学生団体組織であるが、一八一七年一月のヴァルトブルク祭の祝典の際に全ドイツ学生連盟設立を宣言し、翌一八年、全ドイツ・ブルシェンシャフトを創立した。ヘーゲルは、ベルリン大学就任の数ヶ月後の一八一九年五月に

ベルリン・ブルシェンシャフトが催したピヒエルスベルクの祝典に、同僚のシュライエルマッハー、デ・ヴェッテ、「体操の父」ヤーンなどと共に招かれたが、このヘーゲルの参加は、「ヘーゲルとその同僚がブルシェンシャフトの精神的指導者とみなされたことのしるし」であり、「ヘーゲルが当時の学生運動といかに密接に結びついていたか」を物語っている (Jürg. I. 45)。イルティンクが問題とするのは、メッテルニヒ主導のウィーン体制下にあるプロイセンがこのドイツ・ブルシェンシャフトの急激な政治的運動に対して、とりわけ、一八一九年三月のブルシェンシャフト員 C・L・ザントによるコッツェブー殺害事件を契機にして次第に危機感を強め、その結果、君主制の維持、出版物の検閲、デマゴークに対する措置、大学教授に対する監視などを内容とする「カールスバート協約」による反動政策をとるに到った時代の状況に対して、ヘーゲルがいかに対応し、またそれが「法哲学」におけるヘーゲルの立場にいかんにかかわるものであったか、ということである。

一八一九年夏から急変していく政治的事態は、改革派官僚ハイデンベルクやアルテンシュタインも——ヘーゲルがプロイセンの政治改革を期待していたのは、彼ら啓蒙的官僚に対してであった——とどめることはできなかった。カールスバート協約の公布は九月であるが、しかし現実的にはすでにそれを先取りする形で事態は進行していた。カールスバート協約は、次のようにきわめて性急に決められ実施に移された。

七月十日 大学における自由抑圧についてのオーストリアの提案をプロイセンは実質的に受諾。

八月一日 メッテルニヒとプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世がテプリッツで予備会談。

同日 メッテルニヒとプロイセン宰相ハイデンベルクは「テプリッツ仮協約」に署名。

八月六―三十一日 カールスバート会議。プロイセンは留保条件を放棄。協約を決議。

九月一日 カールスバート協約がフランクフルト連邦議会へ提出される。

九月二十日 議会は万場一致で協約を可決。

十月一日 施行規則を定め協約は実施。

すでに七月はじめには、プロイセンに警察査問委員会が設置され、「デマゴーク狩り」(Demagogenverfolgungen)が開始される。そしてその直後に、ヘーゲルの最も親しい弟子たちが次々と逮捕される。七月七日早朝、フォン・ヘニングが、七月一日にはウルリヒが、翌一五日の夜にはアスヴェルスが逮捕され、カロヴェも嫌疑を受けて予定されたボン大学の職を奪われる。そして九月には、カールスバート協約をまたずに、同僚のデ・ヴェッテが、コッツェブー殺害犯ザントの母親に宛てた、「この純粋な敬虔な若者による、信念と確信からなされた行為は、われわれの時代の美しいしるし」と記した手紙が発覚するにおよんで、大学を解職される。十二月にはヘーゲルの知らない

ところで、ベルリンの或るジャーナリストから「シュライエルマッハー、ヘーゲルおよびその仲間」が政府の敵対者である旨の密告が、警察大臣ヴィトゲンシュタインと文部大臣アルテンシュタインになされるもする。事態の急激な変化がヘーゲルの身辺にも押しよせせていたのである。

カールスバート協約が実施に移されたすぐ後の十月三十日付のクロイツァー苑の手紙の中で、ヘーゲルは事態の悪化を憂えるとともに、『法哲学』の印刷について次のように述べている。「私は五十歳になろうとしています、この三十年間を果てしなく動揺する恐れと希望の時代の中ですごしてきました。そして、いつかこの恐れと希望が終ればと願っています。しかし私は今、こうした事態がますます続くことを認めざるをえません。それどころか、ひとびとは憂うつな時間の中で、いよいよ悪化していくと考えています。……私は連邦議会の協約が届いたら、ただちに印刷させるつもりでおりました。われわれはわれわれの検閲の自由がどういう事態になっているか知っているのですから、私はこれを近いうち印刷に付すでしょう」(Hing, I, 218-200)。ライプチヒの見本市にはあるはずになっていた『法哲学』は、延期されて、この夏の終りには印刷の手はずになっていないながら、さらに刊行は延ばされることになる。この刊行延期の理由は、イルティンクによれば、「カールスバート協約がまずこの公刊を不可能にした」(Hing, I, 64)ということである。「近いうちに印刷に付す」ということばの意味するものについて、イルティンクは「ヘーゲルは、カールスバート協約が

周知になる前に公刊を決定していたのと同じ草稿を前もって変更しようとした。もし、印刷のでき上った草稿を改稿するようならば、道を誤まることはないだろう。しかしこの改稿は、ヘーゲルが当初予定していたよりもはるかに長く続くことになった」(Hing, I, 65)と語る。この多難な一八一九年冬学期に再び「法哲学」を講義しつつ、ヘーゲルは「自分の草稿を根本的に完成させるのに好都合な機会」をもつが、しかし実際に完成したのは、序文に署名を入れた一八二〇年六月二十五日であった。

『法哲学』は、一八一九年のカールスバート協約によるデマゴグ狩りの危機に直面して、その公刊が「延期」され、かつ「改作」された¹⁵⁾。しかもその改作は、手段としての改作であったと、イルティンクは重大な発言をするのである。ヘーゲルは時代の危機を、改作という「彼流のやり方」で無事克服した、あるいは、改作は危機克服の手段であったという発言である。すなわち、デ・ヴェッテ事件、デマゴグ狩りの犠牲者の運命、当局の活発な策動の体験から、ヘーゲルは、「自分の政治的立場は警察に追われた者の側ではなく、政府の側にあるのだ」という教訓¹⁶⁾を得て、これを周知させることによって危機を脱したのだ、ということである(Hing, I, 68-69)。したがって『法哲学』序文における激しいフリース批判も、そこに、長年のライバルであるフリースに対する人格的批判やフリースの宗教的非合理主義に対する思想的批判が当然こめられているものの、

かかる過激な批判の表出自体には、時代の危機に対するヘーゲルの自覚的自衛の態度が反映されている。また、デ・ヴェッテの解雇をめぐるシュライエルマッハーとの争いも、「明らかに自衛から自覚的に行なわれた立場変更の表現」(Hilg, I. 65)であった。「ヘーゲルが……騒乱の精神的指導者フリース、シュライエンマッハー、デ・ヴェッテから一線を画したことは、自分を非当事者として格付けするための……手段」(Hilg, I. 70)であった。

ヘーゲルの真意は、ホーマイアの筆記録に見られるような理性的法の実現、自由の実現にあったが、しかし『法哲学』においてそれらの表現は慎重に削除され、そして、手段として政府の側に立場を移すことによって自己の立場を、いわばカムフラージュした、イルティンクはそのように語るのである。したがって『法哲学』において、理性的なものの実現の希望が現存の正当化のような表現をとり、それがまた、ヘーゲルの「法哲学」像を長い間歪めてきたのだが、しかし、それはヘーゲルの真意を覆う外被にすぎないのである。——「この現存するもの肯定は、『順応』という上衣にすぎなかったということ、これは、講義筆記録の公刊以前には、ヘーゲル学派の『学派機密』であった」¹⁶⁾。

四

イルティンクが明らかにしたことは、(一)ヘーゲルは時代に

迎合したプロイセン国家公認の哲学者であるという従来のヘーゲル像は、新資料が相次いで公けになったいまでは、もはや維持できないということ、(二)『法哲学』は時代の危機に強いられ改作を余儀なくされており、ヘーゲルの真の理論の記述であると必ずしもいえないこと、(三)したがって、今後のヘーゲル「法哲学」研究は講義筆記録を含む総合的研究が不可欠であること、である。

ところが、問題となる一八一九年の状況について、これまで全く未知であった新資料、一八一九年冬学期の講義筆記録が、前にふれたように、ヘンリッヒによって公刊された。これはカールスバート協約実施後の激動の時代に直接かかわり、『法哲学』の「改作」が練られたとする問題の時期の真只中の講義録であり、しかも、『法哲学』の完成に直結する記録であるだけに、きわめて重要な資料であり、「法哲学」研究のうえで鍵をにぎる不可欠の文献である。イルティンク問題も、『法哲学』に関してこれまで論議のやむことのないなかつた諸問題も、これによって新しい光の下で決着がつけられるかもしれない。この新資料の分析は、今後の一つの重要な検討課題である。なお、この資料を分析したヘンリッヒの見解は、イルティンクの見解に対して懐疑的である。¹⁷⁾

以上ここではイルティンク問題の概要を紹介するにとどめるが、ヘンリッヒの新資料も含めて『法哲学』との思想上の連関について、別稿で論じるつもりである。

注

- (1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition u. Kommentar von Karl-Heinz Ilting, frommann-holzboog, 1973-1974, 当初全六巻の予定であったが、八四年死去のため、第五巻(ヘーゲル政治哲学の全叙述)と第六巻(その個別的分析は未刊のもの)までになっている。以下本書からの引用は、本文中に Ilting と略記して巻数、頁数の順で示す。
- (2) Briefe von und an Hegel (4 Bänden), hrsg. von J. Hoffmeister, Felix Meiner. 以下本書簡からの引用は Br. と略記して巻数、頁数の順で本文中に示す。
- (3) G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann und Homeyer*, hrsg. von Karl-Heinz Ilting, Klett-Cotta, 1983.
- G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Nachgeschrieben von P. Wannemann*, (Hegel Vorlesungen, Bd I) hrsg. von W. Bonsiepen, W. Jaeschke, usw. Felix Meiner, 1983.
- (4) G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20*, hrsg. von Dieter Heinrich, Suhrkamp, 1983.
- (5) ヘーゲルは一八三二年冬学期の講義を十一月十日に開講したが、十四日に突然死去したため、シュトラウスの筆記録は十一月十日と十一日の二回分だけのものである。
- (6) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 以下本書からの引用は、Rph. と略記し本文中に示す。
- (7) Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse* (1830), (86)
- (8) K. Rosenkranz, *Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben*, Wissenschaftl. Buchgesellschaft, 1963, S. 141
- (9) G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts*, hrsg. von K.-L. Ilting, S. 28, 157 などへのヴァンネマンの筆記録については、注(3)の Felix Meiner 版も参照のこと。本文引用箇所については、Felix Meiner 版の校訂ではなく、文章の切り方が異なる。全体の把握については、Ilting 版と Felix Meiner 版の両者をよく検討しなければならない。
- (10) Hegel in *Berichten seiner Zeitgenossen*, hrsg. von G. Nicolini, 1970, S. 235
- (11) Dieter Heinrich, a. a. o. S. 5, 51
- (12) *ibid.*, S. 15
- (13) G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts*, hrsg. von K.-L. Ilting, S. 28f.
- (14) ヘーゲルとブルシエンシャフトとの関係および当時のヘーゲルをとりまく政治状況については、次の著作に詳しく述べられている。
- J. ドント 『ベルリンのヘーゲル』(花田圭介監訳)、法政大学出版局
- (15) イルティンクは、「ヘーゲルは一八一九年晩夏に『法哲学』

の印刷を了えた草稿を所有しており、そしてこれは、一八二〇年六月二十五日の署名をもつわれわれの知っている序文を殆ど含んでいなかったのだから、S・フックの推測「ヘーゲルは『法哲学』のもとの序文を取り消して、現在のもとのとりかえたという推測」は正しいかもしれない」と注記してある(Hlung, I. 70)。

(16) G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts*, hrsg. von Hlung, S. 34

(17) 加藤尚武『ヘーゲル哲学と近代社会の規範原理』(有斐閣『書齋の窓』一九八四年三月号)も参照のこと。

(みずの・たつお 筑波大学 哲学・思想学系助教授)